

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	二宮町 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

二宮町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

二宮町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
②事務の概要	<p>二宮町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>障害認定に関する申請(受付) 資格取得の届出【年齢到達】(受付) 資格取得の届出【転入】(受付) 資格取得の届出【適用除外不該当】(受付) 資格喪失の届出(受付) 資格喪失の届出(確認) 被保険者証の交付申請(受付) 被保険者証の引渡し 被保険者証の再交付申請(受付) 被保険者証の再交付を受けた場合の、前被保険者証の返還(受付) 被保険者証の返還(受付) 特別の事情に関する届出(受付)【資格関係】 被保険者証の検認又は更新 【被保険者証の提出(受付)】 被保険者証の検認又は更新【被保険者証の引渡し】 被保険者資格証明書の引渡し 被保険者資格証明書の再交付申請(受付) 被保険者資格証明書の再交付を受けた場合の、前被保険者資格証明書の返還(受付) 被保険者資格証明書の検認又は更新【被保険者資格証明書の提出(受付)】 被保険者資格証明書の検認又は更新【被保険者資格証明書の引渡し】 被保険者(世帯主を含む)の氏名変更の届出(受付) 住所変更の届出(受付)、世帯変更の届出(受付) 一部負担金等減免等の申請(受付) 一部負担金等減免等証明書の引渡し 限度額適用認定の申請(受付) 限度額適用・標準負担額減額認定証の引渡し 限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付申請(受付) 限度額適用・標準負担額減額認定証の再交付を受けた場合の、前限度額適用・標準負担額減額認定証の返還(受付) 限度額適用・標準負担額減額認定証の返還(受付) 限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新【限度額適用・標準負担額減額認定証の提出(受付)】 限度額適用・標準負担額減額認定証の検認又は更新【限度額適用・標準負担額減額認定証の引渡し】 食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請(受付) 生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請(受付) 第三者行為による被害の申請(受付) 療養費の支給の申請(受付) 特別療養費の支給の申請(受付) 移送費の支給の申請(受付)、特定疾病認定の申請(受付) 特定疾病療養受療証の引渡し 特定疾病療養受療証の再交付申請(受付) 特定疾病療養受療証の再交付を受けた場合の、前特定疾病療養受療証の返還(受付) 特定疾病療養受療証の返還(受付) 特定疾病療養受療証の検認又は更新 【特定疾病療養受療証の提出(受付)】 特定疾病療養受療証の検認又は更新【特定疾病療養受療証の引渡し】 高額療養費の支給の申請(受付) 高額介護合算療養費の支給の申請(受付)【基準日被保険者】 高額介護合算療養費の支給及び証明書の交付の申請(受付)【計算期間に被保険者であり基準日被保険者でない者】 高額介護合算療養費の証明書の引渡し 【計算期間に被保険者であり基準日被保険者でない者】 特別の事情に関する届出(受付)【給付関係】 一時差止に係る後期高齢者医療給付額からの滞納保険料額の控除の通知書の引渡し 後期高齢者医療給付に関する処分の通知書の引渡し 保険料の徴収、保険料の特別徴収額の通知等 葬祭費の支給又は葬祭の給付の申請(受付) 傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付の申請(受付)</p>

③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者宛名情報ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条第1項、第2項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 福祉保険課	
②所属長の役職名	福祉保険課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	二宮町役場 健康福祉部 福祉保険課	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

